

2026 (令和8)年度 酒田市産業振興支援のご案内

1.投資に対する支援 (事前にご相談ください)

① 用地取得助成金

工場や事業所の立地のために工業団地等の用地を取得した場合、用地取得費用の最大30%を助成します。

- ◆対象/工業団地等に工場や事業所を新設、拡充、移設した製造業、情報サービス業、卸売業(一部)、新エネルギー産業等の企業で、一定の賃金水準以上の新規雇用の増加を伴う場合
- ◆内容/用地取得費の20%または30%(上限額2億円)
- ◆申請/操業を開始した日の属する年の翌年の4月30日まで

② 設備投資促進助成金

工場等を新設、拡充、移設又は設備の更新をした場合に助成金を交付します。

- ◆対象業種/製造業、情報サービス業、卸売業(一部)、新エネルギー産業等
- ◆投資額要件/投下固定資産総額2000万円超
- ◆対象資産/固定資産:前年の1月1日から12月31日までに取得した機械及び装置、建物及びその附属設備(生産設備部分)、土地
- ◆助成額/対象投下固定資産に係る最初の年度の固定資産税の課税標準額の額に、新設3%、移設3%、拡充1.8%を乗じて得た額
- ◆助成上限額/1億円
- ◆申請/令和8年7月末日まで

③ 先端設備等に係る固定資産税の特例措置

中小企業者が、労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画を策定し、本市の認定を受けた場合、固定資産税の特例措置(軽減)を受けることができます。

- ◆対象/先端設備等導入計画の認定を受けた市内の中小企業者等(全業種)
- ◆設備の要件/賃上げ表明したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備
- ◆特例措置/1.5%以上の賃上げ表明されたもの:3年間、課税標準を1/2に軽減
3.0%以上の賃上げ表明されたもの:5年間、課税標準を1/4に軽減

④ 地域未来投資促進法に基づく固定資産税課税免除

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた設備投資に対して固定資産税の課税を免除します。

- ◆対象/山形県と国から承認された「地域経済牽引事業計画」に係る投資設備
- ※山形県の地域経済牽引事業計画については「ものづくり分野」、「観光分野」、「農林水産分野」の3つの区分があります。
- ◆取得価額要件/合計1億円超(農林漁業関連は5千万円超)
- ◆課税免除適用対象/取得固定資産(土地・建物・構築物)にかかる固定資産税額
- ◆免除率/100%
- ◆免除期間/3年間
- ◆その他/税額控除や特別償却による設備投資初年度の法人税等の負担軽減(国)、不動産取得税の免除(山形県)などの措置もあります。

⑤ 過疎法に基づく固定資産税課税免除

過疎地域(旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域)において工場等を新設、拡充した企業に対して固定資産税の課税を免除します。

- ◆対象業種/製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業
- ◆取得価額要件/投下固定資産総額500万円超(その他資本金に応じた価額要件あり)
- ◆課税免除適用対象/取得固定資産(事業用建物、機械装置等、土地)にかかる固定資産税額
- ◆免除率/100%
- ◆免除期間/3年間

2.業容拡大・業務改善に対する支援（事前にご相談ください）

6 開業支援補助金

新たに創業する方の創業融資（開業時に必要となる設備資金及び運転資金を金融機関等が融資するもの）の完済までに係る利子相当額を補助します。

- ◆対象／令和9年3月31日まで開業することができる方
- ◆対象経費／創業融資の完済までに係る利子相当額
- ◆限度額／30万円（条件を満たす場合50万円までの拡充措置あり）
- ◆申請／令和9年2月末まで（融資実行1か月前までに相談）

7 販路拡大・交流支援補助金

中小企業（本社または支店、工場等を市内に置く）等の、国内外の見本市・商談会・物産展（オンライン開催を含む）への出展に要する経費を補助します。

- ◆対象／本社または支店、工場等を市内に置く中小企業
- ◆対象経費／商談会等への出展経費
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2）
- ◆限度額／原則30万円
- ◆申請／令和9年3月末まで（事前相談必要）

8 新ビジネス・商品開発・実証プロジェクト応援補助金

市内で事業を営む製造業、サービス業、農林水産事業者等が実施する、新商品・新サービスの開発、ビジネスモデル調査・実証などの経済波及効果が高く、市内事業者の新産業創出の取組みを加速・促進するプロジェクトに要する経費を補助します。

- ◆対象／市内で事業（農林水産業を含む）を営む法人、個人事業主又は任意団体であり、酒田市産業振興まちづくりセンター（サンロク）へ事前相談を完了している事業者
- ◆対象経費／謝金、旅費、工事費、機械装置費、備品費、原材料費、広告宣伝費等
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2）
- ◆限度額／50万円
- ◆申請／令和9年2月末まで（事前申請）

9 DX化推進補助金

ITツール、AI等のデジタル技術を活用し、製品やビジネスモデル等をDX（デジタル変革）化することにより、生産性の改善を図る事業に対して補助します。

- ◆対象／市内中小企業等であり、事業開始予定日1か月前までに酒田市産業振興まちづくりセンター（サンロク）へ事前相談を完了している事業者
- ◆対象経費／機器、ソフトウェア購入費、委託外注費等
- ◆補助率／2分の1（小規模事業者は3分の2）
- ◆限度額／30万円（条件により50万円）
- ◆申請／令和9年2月末まで（事前申請）

10 事業承継促進補助金

市内の中小事業者が第三者承継の方法により事業承継を行う際に要する専門家への委託料・報償費等の一部を補助します。

- ◆対象／市内中小事業者
- ◆対象経費／専門家への委託料、報償費、旅費等
- ◆補助率／事業承継をする1事業者当たりの経費の2分の1
- ◆限度額／30万円
- ◆要件／支援機関からの支援を受けて行う事業承継であること、事業承継後1年以上も従業員の雇用が維持される見込みがあること。
- ◆申請／令和9年2末日まで

11 酒田港コンテナ貨物利用促進助成

酒田港のコンテナ航路の利用に対してコンテナ輸送に係る経費の一部を助成します。

詳しくは“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会のホームページをご確認ください。

<https://www.port-of-sakata.jp/system.html>

【窓口】

- ①②③④は、商工港湾課 企業立地係 ▶ 電話0234-26-5361、E-Mail:kigyo@city.sakata.lg.jp
- ⑤は、税務課 償却資産係 ▶ 電話0234-26-5717、E-Mail:zeimu@city.sakata.lg.jp
- ⑥⑦⑧⑨⑩は産業振興まちづくりセンター「サンロク」 ▶ 電話0234-26-6066、E-Mail:36webmaster@sanroku.jp
- ⑪は、商工港湾課 港湾・エネルギー振興係 ▶ 電話0234-26-5758、E-Mail:kowan@city.sakata.lg.jp